

瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅用地球温暖化対策設備（以下「補助対象設備」という。）を導入する者に対し、予算の範囲内において瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めることにより、市民の新エネルギー活用の推進を図り、もって脱温暖化社会の実現に寄与することを目的とする。

(補助対象設備、補助要件及び補助金の額)

第2条 補助対象設備、補助要件及び補助金の額は別表第1に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額は、補助対象設備の設置に要する経費を上回らない額とする。

(補助金の交付申請をすることができる者)

第3条 補助金の交付申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市税を滞納していない者とする。

- (1) 市内に住所を有し、自ら居住する市内の住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものかつ集合住宅でないもの。以下同じ。）に補助対象設備を設置しようとする者
- (2) 市内に住所を有し、又は住所を有する見込みの者のうち、自ら居住するために市内に補助対象設備付き住宅を新築しようとする者
- (3) 市内に住所を有し、又は住所を有する見込みの者のうち、自ら居住するために市内の補助対象設備付き住宅を購入しようとする者。ただし、購入しようとする住宅が中古住宅の場合は、新たに補助対象設備を設置する場合に限る。

(事前申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置工事の着手（前条第3号に規定する者については、住宅の引渡し）前に、市長に補助金の交付を申請（以下「事前申請」という。）し、補助金の交付の決定を受けなければならない。

2 事前申請をする者（以下「事前申請者」という。）は、瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付事前申請書（第1号様式。以下「事前申請書」という。）に別表第2に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

3 事前申請は、別表第1に掲げる補助対象設備ごとに、1世帯について1回に限り行うことができる。

(事前申請の受付及び待機者の登録)

第5条 市長は、事前申請を受け付けるときは、事前申請に係る補助金（当該事前申請のとおり交付された場合の補助金の額。本条及び次条について同じ。）の総額が予算の範囲を超えない限りにおいて先着順で行うものとする。

2 市長は、事前申請に係る補助金の総額が予算の範囲を超えたときは、その後の事前申請者を先着順に待機者として登録することができる。

(抽選会の実施)

第6条 市長は、前条の規定にかかわらず、別に定める抽選対象とする受付期間内に事前申請に係る補助金の総額が予算の範囲を超えたときは、当該期間の事前申請者について抽選を実施し、当選者について事前申請を受け付けるものとする。

2 市長は、前項の抽選による落選者の中から、順位を定めて、待機者として登録することができる。

(待機者に対する通知)

第7条 市長は、第5条第2項及び前条第2項の待機者に対し、次の各号の事由により予算の残額が生じたときは、事前申請の受付が可能となったことを瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金受付可能通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(1) 第4条第1項の事前申請を受け付けた後、取り下げられたとき。

(2) 第11条第1項の設置の中止を承認したとき。

(3) 第15条第1項の規定により補助金交付の決定を取り消したとき。

(補助金の交付決定を受ける意思表示)

第8条 待機者が、前条の通知を受け、補助金の交付決定を受ける意思があることを表明するときは、瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付決定申入書(第3号様式。以下「決定申入書」という。)を市長に提出しなければならない。

また、補助金の交付決定を受ける意思がないことを表明するときは、瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付決定中止申入書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 待機者は、第4条第1項の規定にかかわらず、補助対象設備の設置工事に着手すること又は第3条第3号の住宅の引渡しを受けることができる。

(待機者登録の停止)

第9条 市長は、事前申請の状況等を考慮して必要があると認めるときは、待機者の登録を停止することができる。

(交付の決定及び通知)

第10条 市長は、事前申請を受け付けたとき又は決定申入書が提出されたときは、その事前申請内容を審査し、当該申請が適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

2 前項の決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、その決定を受けた日以降に工事に着手する(第3条第3号に規定する者については、住宅の引渡しを受ける)ものとする。

3 市長は、審査の結果、当該申請が適当と認められないときは、補助金の不交付を決定し、瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金不交付決定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(設置の中止)

第11条 交付対象者が、補助対象設備の設置を中止するときは、速やかに瀬戸市住

宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付中止申請書（第7号様式。以下「中止申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、中止申請書の提出があったときは、瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付中止承認通知書（第8号様式）により当該交付対象者に通知するものとする。

（工事完了の報告）

第12条 交付対象者は、補助対象設備の設置工事完了日から起算して60日以内又は当該年度の3月10日（閉庁日にあたる場合は直前の開庁日。以下同じ。）のいずれか早い日までに、瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金工事完了報告書（第9号様式。以下「工事完了報告書」という。）に別表第3に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の設置工事完了日とは、補助対象設備の区分に応じて、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅用エネルギー管理システム、定置用リチウムイオン蓄電システム及び家庭用燃料電池システムは設置に要した経費の支払いの完了日又は引渡し日のうちいずれか市長から指示を受けた日
- (2) 住宅用太陽光発電施設は、電力会社との契約における系統連系及び余剰電力の受給開始日

- 3 交付対象者は、当該年度の3月10日までに工事完了報告書が提出できないことが判明したときは、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（交付額の確定）

第13条 市長は、工事完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、当該報告が適正であると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付額確定通知書（第10号様式。以下「交付額確定通知書」という。）により交付対象者に通知するものとする。

（補助金交付請求）

第14条 交付額確定通知書を受けた交付対象者は、速やかに瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、遅滞なくその内容を審査し、当該請求が適正であると認めたときは、交付するものとする。

（交付の決定の取消し）

第15条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号のいずれにも該当していないことが判明したとき。
- (2) 工事完了報告書を、規定する期間内に正当な理由なく提出しないとき。
- (3) 第12条第3項の市長の指示に正当な理由なく従わないとき。

(4) 本要綱の規定に違反したとき。

(5) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金交付の決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消すときは、瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付決定取消通知書（第12号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該交付対象者に対して、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（協力）

第16条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて売電量、買電量等のデータ提供、その他の協力を求めることができる。

（管理）

第17条 補助金の交付を受けた者は、善良なる管理者の注意をもって、当該設備を管理しなければならない。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 瀬戸市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱は、平成27年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表第1（第2条関係）

	補助対象設備	補助要件	補助金の額
単独補助	住宅用エネルギー管理システム (HEMS)	愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる設備であること。	10,000円
	定置用リチウムイオン蓄電システム (蓄電池)	愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる設備であること。	50,000円
	家庭用燃料電池システム (エネファーム)	愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる設備であること。	50,000円
組合せによる補助	一体的導入 ・住宅用エネルギー管理システム ・定置用リチウムイオン蓄電システム ・住宅用太陽光発電施設を同年度に設置するもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 全ての設備について、愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる設備であること。 2 住宅用太陽光発電施設について、電力会社と余剰電力を受給する契約を締結していること。 3 住宅用太陽光発電施設について、太陽電池の最大出力の合計値が10キロワット未満であること。 4 住宅用エネルギー管理システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムについて、上記単独補助対象設備と重複しないこと。 	70,000円

別表第2（第4条関係）

	補助対象設備	添付書類
単 独 補 助	住宅用エネルギー管理システム （HEMS）	1 工事請負契約書又は売買契約書の写し 2 設備の経費、メーカー及び機器型番がわかる書類
	定置用リチウムイオン蓄電システム （蓄電池）	3 工事に着手する前の現況写真 4 設置場所を示す地図
	家庭用燃料電池システム （エネファーム）	5 市税の滞納がないことがわかる証明書 6 口座振込依頼書 7 申請等の手続きを委任する場合は委任状
組 合 せ に よ る 補 助	一体的導入 ・住宅用エネルギー管理システム ・定置用リチウムイオン蓄電システム ・住宅用太陽光発電施設 を同年度内に設置するもの	1 設備ごとの工事請負契約書又は売買契約書の写し 2 設備ごとの設備の経費、メーカー、機器型番がわかる書類 3 住宅用太陽光発電施設のキロワット数がわかる書類 4 工事に着手する前の現況写真 5 設置場所を示す地図 6 市税の滞納がないことがわかる証明書 7 口座振込依頼書 8 申請等の手続きを委任する場合は委任状

別表第3（第12条関係）

	補助対象設備	添付書類
単 独 補 助	住宅用エネルギー管理システム （HEMS）	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象設備設置概要書 2 設備に関する保証書の写し 3 設置に要した経費が記載されている領収書の写し又は施工業者等が作成した領収明細書 4 設備の引渡し日が記載された書類（設置工事完了日を設備の引渡し日とした場合のみ） 5 設置状況を示す写真 6 設置場所に居住していることがわかる住民票の写し（3か月以内に取得したもの）
	定置用リチウムイオン蓄電システム （蓄電システム）	
	家庭用燃料電池システム （エネファーム）	
組 合 せ に よ る 補 助	<p>一体的導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用エネルギー管理システム ・定置用リチウムイオン蓄電システム ・住宅用太陽光発電施設 <p>を同年度内に設置するもの</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象設備設置概要書 2 住宅用エネルギー管理システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムの保証書の写し 3 太陽電池モジュール概要書又は出力対比表の写し 4 電力会社との間で締結する系統連系及び余剰電力の受給に関する契約の通知の写し 5 設置に要した経費が記載されている領収書の写し又は施工業者等が作成した領収明細書 6 住宅用エネルギー管理システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムの引渡し日が記載された書類（設置工事完了日を設備の引渡し日とした場合のみ） 7 設置状況を示す写真 8 設置場所に居住していることがわかる住民票の写し（3か月以内に取得したもの）